

肥料・飼料等専門調査会の審議事項について

肥料・飼料等専門調査会では肥料、飼料等及び動物用医薬品（抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び対象外物質に限る。）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行っている。

なお、このうち、抗菌性物質によって選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価については、薬剤耐性菌に関するワーキンググループで行うこととしている。

食品安全基本法第24条第1項及び第2項において、食品安全委員会に意見を聴かなければならない事項が定められており、次のとおり、厚生労働大臣及び農林水産大臣からの意見聴取要請がある。

1 食品安全基本法第24条第1項1号又は同条第2項関連（食品衛生法に基づく食品中の残留基準の設定等）

[これまでの事例]

- 動物用医薬品「エンロフロキサシン」、「ノルフロキサシン」についての食品中の残留基準の設定（厚生労働省）
- 飼料添加物「モネンシン」、「ラサロシド」についての食品中の残留基準の設定（厚生労働省）

2 食品安全基本法第24条第1項第3号関連（肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格の設定、変更等）

[これまでの事例]

- 普通肥料「熔成けい酸りん肥」の公定規格の変更（農林水産省）

3 食品安全基本法第24条第1項第5号関連（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料添加物の指定、基準若しくは規格の設定等）

[これまでの事例]

- 「25-ヒドロキシコレカルシフェロール」、「L-カルニチン」について新たに飼料添加物として指定すること並びに、規格及び基準等の設定（農林水産省）

4 食品安全基本法第24条第1項第8号関連（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく動物用医薬品の承認、再審査及び再評価等）

[これまでの事例]

- 「フロルフェニコール及びフルニキシンメグルミンを有効成分とする牛の注射剤」についての製造販売の承認（農林水産省）

- 「ノルフロキサシンを有効成分とする鶏及び豚の経口投与剤」についての再審査（農林水産省）

以上のほか、食品安全基本法第24条第3項「関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる」による場合に意見の聴取要請がある。これまでの事例は、以下のとおりであるが、今後は薬剤耐性菌に関する調査審議は、薬剤耐性菌に関するワーキンググループで実施することとなっている。

[これまでの事例]

- 飼料添加物として指定されている抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に、選択される薬剤耐性菌について（農林水産省）
- 既に承認されている動物用医薬品の主成分のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質が動物用医薬品として家畜等に投与された場合に、選択される薬剤耐性菌について（農林水産省）